

# あびら 議会だより

町民と向き合う  
安平町議会！



今号は若い方にも議会に関心をもっといただく取り組みとして、表紙の写真を全国町村議会議長会が作成したリーフレットの画像といたしました（詳細は6ページに掲載）

第79号

2026年2月

## ●12月定例会

追分白樺地区の町有地と  
JRアパートの土地を交換！

## ●委員会報告

議会懇談会を開催！

## ●12月定例会 一般質問〔16件〕

6名の議員が町政を問う！

# 追分白樺地区の町有地と JRアパートの土地を交換！

令和 7 年

第 8 回

## 定例会

12月17日～18日

12月17日から18日までの2日間にわたり開催した第8回定例会では令和7年度定期監査の結果報告ほか1件の報告と令和6年度安平町一般会計歳入歳出決算など全6会計の決算を認定し、安平町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正に伴う条例の制定、安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正に伴う条例の制定ほか1件の条例改正、規約の変更1件と財産の交換1件のほか、令和7年度一般会計補正予算のほか5会計の補正予算の審議を行い、2件の意見書（案）の採択について審議しました。

### 報 告

▼令和7年度定期監査の結果報告について

監査委員から地方自治法第199条第4項の規定により定期監査（施設監査）を行ったことによる報告を受けたもの。

### 審議した案件

- (1) 監査実施期間  
令和7年11月18日（火）  
午前11時～午後2時46分
- (2) 監査実施会場  
総合庁舎議員控室及び現
- (3) 地  
監査対象課局  
税務住民課
- (4) 監査対象事項  
早来・追分両斎場の維持



管理状況及び運営状況

(5) 監査の概要

対象期間を令和7年4月1日から9月30日までの6か月間とし、監査対象施設等に関する事務の執行が関係法令・条例・規則等に基づき、適法性・効率性・妥当性が確保されているかについて、また、適正に当該施設が管理・運営されているか等について担当課から概要等の説明を受け、関係書類監査を実施した。その後、現地に赴き現地監査を行った。

(6) 監査の結果

監査対象事項に係る書類

及び現地について監査を実施した結果、総体として適正に執行され、管理、整理されていると認めます。今後とも適正かつ効率的な事務及び事業の執行に努めるよう望みます。

なお、施設運営については町の総合計画に基づき可能な限り町民の不利益が生じないよう配慮しつつ定期的な施設及び備品の点検整備を行うとともに、施設の統廃合や広域行政化等あらゆる方向から業務効率化を図ることを検討されたい。また、人材確保が難しい業種であることから将来に向けて安定した業務体制の構築を図るため計画的な人材確保や業務委託化等も含めて検討されることを期待します。



## 決算の認定

9月定例会で決算審査特別委員会を設置し、審査を付託した令和6年度各会計歳入歳出決算の認定について、鳥越真由美委員長から「6会計全て認定すべきものと決定した」との報告があり委員長報告のとおり全会計の決算を認定しました。

### 【委員長報告】

#### ○審査の経過

令和6年度一般会計及び3事業特別会計、水道及び下水道事業会計の決算審査のため10月30日と31日の2日間にわたり議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を開催し、各会計の説明を受け審査を行いました。

#### ○審査の結果

監査委員の審査意見書の内容等も参考にしながら慎重に審査を行った結果、6会計全て認定すべきものと決定しました。

### 【監査委員の総括意見】

令和6年度の一般会計及び3事業特別会計歳入歳出決算については各会計決算書及び事項別明細書、決算審査資料、担当職員への聞き取り調査等により審査を行った結果、総体的にはそ

の内容及び予算執行について適切であるものと認められる。今後も安定した財政基盤を構築されとともに引き続き予算の効率的な執行に努められたい。  
歳入においては町税が約2億7千3百万円増加、地

## 令和6年度 各会計歳入歳出決算額

(単位 千円)

| 会計区分        |               | 歳入         | 歳出         | 差引残額     |
|-------------|---------------|------------|------------|----------|
| 一般会計        |               | 9,995,214  | 9,800,078  | 195,136  |
| 特別会計        | 国民健康保険事業      | 832,747    | 822,839    | 9,908    |
|             | 後期高齢者医療事業     | 161,782    | 160,875    | 907      |
|             | 介護保険事業        | 1,078,193  | 889,840    | 188,353  |
| 合 計         |               | 12,067,936 | 11,673,632 | 394,304  |
| 会計別         |               | 区 分        |            | 決 算 額    |
| 公 営 企 業 会 計 | 水 道 事 業 会 計   | 収益的収入      |            | 405,871  |
|             |               | 収益的支出      |            | 341,501  |
|             |               | 収益的収支差引額   |            | 64,370   |
|             |               | 資本的収入      |            | 70,753   |
|             |               | 資本的支出      |            | 153,702  |
|             |               | 資本的収支差引額   |            | ▲ 82,949 |
|             | 下 水 道 事 業 会 計 | 収益的収入      |            | 730,299  |
|             |               | 収益的支出      |            | 628,444  |
|             |               | 収益的収支差引額   |            | 101,855  |
|             |               | 資本的収入      |            | 377,811  |
|             |               | 資本的支出      |            | 392,569  |
|             |               | 資本的収支差引額   |            | ▲ 14,758 |

※詳細な決算の内容については広報あびら12月号の記事「まちの家計簿」に掲載されていますので、そちらも併せてご覧ください

方交付税についても約2億8百万円、寄付金は1億5百万円増加しているが変動性が高いものである。町税の歳入未済額は大幅に減少した前年から更に19・86%減少して約5千9百万円となっていることから、町民の納税に対する理解と徴収担当課の継続した努力の跡が見受けられる。税負担の公平性を図るためにも引き続き町民の納税に対する意識の高揚をすすめ収納率向上を図られたい。

歳出については、地方自治法の規定に基づき最少の経費で最大の効果を上げることがを常に心がけ、予算付けされた事業についても事業の点検と見直しを行い、費用対効果に基づいた事務事業の遂行に努められたい。

なお、事業の不用額については予算執行方針及び財政担当課の指示に基づき適切に事務処理するよう徹底されたい。そのほか例月出納検査において意見を付した会計事務については適切に処理されるよう引き続き組織的なチェック機能を強

## 議案例の一部改正

化し、地方自治法及び町会計規則、契約規則、財産管理規則などに基づく適切な事務の執行に努められたい。

最後に、当町においてもデジタル化による事務の簡略化が進んでいるが、そうした中で来庁者が窓口で戸惑わない高齢者にやさしいワンストップ窓口、明るい対応の実現に向けて常に改善を進めるよう全庁を挙げ引き続き努力願いたい。

1件の条例の制定について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼安平町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用している条項番号等に対応するため所要の改正を行うもので、公布の日から施行となります。



## 条例の一部改正

2件の条例の制定について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

公職選挙法施行令の改正に伴い安平町議会議員及び安平町長の選挙運動に要する費用の交付限度額を引き上げるもので、公布の日から施行されます。



▼安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用

及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町の住民基本台帳に登録されていない「住登外者」の管理機能が総合行政システムに実装されることに伴う改正で、令和7年12月22日から施行されます。

## 規約の変更

1件の規約の変更について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼胆振東部消防組合規約の変更について

胆振東部消防組合の事務所の位置の移転に伴い、胆振東部消防組合規約を変更するもので、令和8年4月1日から施行となります。

### 【組合事務所の位置】

(旧)「厚真町錦町47番地の2」

(新)「厚真町京町172番地の1」

## 財産の交換

1件の財産の交換について審議を行い、原案のとおり可決しました。



### ▼財産の交換について

1 交換に供する財産

①種類 土地

②所在地 安平町追分白樺2丁目203番地内

③地目 宅地

④地積 8983・13㎡

⑤価格 2757万8千円

2 交換により取得する財産

①種類 土地

②所在地 安平町追分中央1番地29内

③地目 鉄道用地

④地積 4838・28㎡

⑤価格 2757万8千円

3 交換の相手方住所

札幌市中央区北11条西15丁目1番1号

氏名

北海道旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長

綿貫 泰之

4 交換による理由

JRアパート解体跡地を取得するため。

## 補正予算

一般会計のほか5件の各会計にかかる補正予算を審議し、原案のとおり可決しました。

### ▼一般会計補正予算

(第5号)

道補助金の交付決定に伴う農業振興費の担い手確保・経営強化支援事業費助成金の増額等によるもので、歳入歳出それぞれ4938万6千円を追加し、予算の総額を8億3746万1千円とするもの。

歳出の主なもの

(100万円以上)

○総務費

・町有施設管理経費

848万2千円増

・防犯対策経費

115万円増

・地域おこし協力隊活用事業

217万8千円減

・参議院議員選挙費

136万7千円減

○民生費

・国民健康保険事業特別会計繰出金

1202万5千円減

・ぬくもりセンター施設管理経費

685万1千円増

・重度心身ししょうがい者医療費経費

135万8千円増

・北海道後期高齢者医療広域連合経費

509万3千円増

・後期高齢者医療事業特別会計繰出金

266万8千円減

・福祉灯油特別対策事業

424万1千円増

・認知症グループホーム改修事業

181万円増

・子ども発達支援事業費

163万5千円増

・児童手当給付費

172万5千円増

○衛生費

・地域保健推進経費

230万1千円増

・予防接種事業

193万6千円増

・母子保健事業

238万2千円増

○農林水産事業費

・農業振興基金積立金

100万円増

・生産振興対策事業経費

1024万3千円増

・土地改良事業経費

178万5千円増

・町有林管理経費

606万9千円減

○土木費

・公用車等管理経費

335万円増

・道路施設等維持管理経費

349万4千円増

・橋りょう施設維持管理経費

345万円増

・河川維持管理経費

377万8千円増

・公営住宅管理経費

958万7千円増

・住宅・建築物耐震改修等事業

211万1千円減

・公営住宅整備事業

1454万2千円減

○教育費

・学校施設管理経費

133万6千円増

・教育振興経費

199万8千円減

・公民館施設管理経費

265万円増

・給食センター管理運営経費

319万1千円増

○公債費

・起債償還利子

475万4千円増

歳入の主なもの

(100万円以上)

○国有提供施設所在市町村交付金

108万9千円増

○国有提供施設所在市町村交付金

108万9千円増

○使用料及び手数料

鹿公園使用料

142万3千円減

○国庫支出金

・児童手当負担金

219万3千円増

・デジタル基盤改革支援補助金

190万9千円増

○道支出金

・保健基盤安定負担金

703万5千円減

・強い農業づくり事業費補助金

1024万3千円増

・既存住宅耐震改修補助金

105万5千円減

○繰入金

・財政調整基金繰入金

8601万1千円増

○諸収入

・農業振興資金貸付金元利収入

100万円増

○町債

・脱炭素化推進事業債

320万円増

・デジタル活用推進事業債

970万円増

・道路橋りょう債

4980万円減

・教育施設債

800万円減

◇国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

国民健康保険事業費納付金の確定に伴う減額が主なもので、歳入歳出それぞれ828万5千円を減額し、予算の総額を8億8097万1千円とするもの。

◇後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う減額が主なもので、歳入歳出それぞれ266万8千円を減額し、予算の総額を1億6429万8千円とするもの。